

# 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (四)

—— ヴェイルヘルム・グレーナーと戦時社会政策 ——

山 田 高 生

- 一 はじめに
- 二 ヴェイルヘルム・グレーナーの生い立ち (開戦まで) …… 以上、本誌一二五号
- 三 大戦初期における軍部の社会政策
  - (1) 食糧政策…………… 以上、本誌一二六号
  - (2) 原料政策と兵器生産政策
  - (3) マンパワー政策…………… 以上、本誌一二八号
  - (4) 労使関係政策
    - (a) 労働者大衆の不満
    - (b) 労働組合の参加政策
    - (c) 軍部の労働組合有和策
    - (d) 戦時委員会の設立
    - (e) 「戦時」労働政策をめぐる論点…………… 以上、本号
- 四 軍事庁と祖国補助勤務法
- 五 むすび

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (四)

(4) 労使関係政策

(a) 労働者大衆の不满

第一次大戦中における労働者の所得傾向をみると、次の二つの特徴を持っている。第一は、開戦当初の大量失業期を除けば労働者の名目賃金はどの産業部門でも上昇しているが、軍需産業と非軍需産業を比べると、前者の上昇率が高く後者との賃金格差は年ごとに拡大している。<sup>(1)</sup>しかしそれにもかかわらず、第二に、その実質所得は名目賃金の上昇を上まわる物価騰貴のために全般的に低落した。<sup>(2)</sup>ある調査によると、名目賃金が最も高い軍需産業部門でさえ、一九一四年三月一〇〇として一九一八年九月七七・四(男子)、八七・九(女子)に下落し、非軍需産業にいたると同時期に五五・五(男子)、六一・九(女子)にまで落ちこんでいる。<sup>(3)</sup>以上の傾向は、職員、官吏等のいわゆる「新中間階層」にも——場合によっては労働者よりも鋭く——現れている。<sup>(4)</sup>戦争による輸入制限の結果、物価騰貴のみならず食糧、衣服、石炭、住居等の生活必需品の絶対的欠乏によって大衆の貧困化はいよいよ進行した。加えて軍需品生産の増強のため労働時間の延長、夜業も一般化し、労働災害、疾病も増加した。<sup>(5)</sup>戦時経済の遂行は、労働者大衆のところでは「産業革命のもっとも過酷な年月を想い起こさせるような」欠乏、貧困、搾取を生み出したのである。これにたいし企業家の利益は、軍需産業部門の優遇策の結果、非軍需産業部門との格差は拡大したが、しかし一般に考えられているように、非軍需産業部門の利潤は減少したわけではなかった。それどころか、例えば繊維産業の利潤は一九一三年から一七年までの間に二倍に伸びたといわれる。軍需産業はいうまでもなく、非軍需産業の企業家も、戦時経済のもとで生産と流通過程から多くの戦時利得を得る

ことができたのである。<sup>(7)</sup>

以上のごとく、戦争は一方では少数の富裕な企業家階層と、他方では多数のますます貧困化しつつある労働者大衆とのコントラストを明確化する方向に作用し、内政不安と社会的緊張を生み出す基盤を作り出したが、しかしこれに大衆の側の社会心理的要因が加わらないかぎり、それ自体としては社会的緊張緩和策としての労使関係政策を發動せしめる直接的モメントにはなり得ないのではないかと考えられる。

そこで以下、戦時階級社会における労働者大衆の不満の形成可能性<sup>(8)</sup>社会的緊張の現実化の要因を列挙しておこう。<sup>(8)</sup>第一に、戦争による生活物資の欠乏とそれともなう食糧配給制の実態によって、労働者も企業家も同様な生活チャンスの制限をうけるが、その場合この制限は貯えのない労働者の側により大きな打撃を与えることになるため、事実上の格差以上の開きが意識されるようになる。しかも実際には、戦時経済は同様な生活チャンスの制限ではなくて、企業家側に戦時利得と闇市を通じての消費物資の不平等な配分をもたらしたため、労働者側の格差意識はつねに不満あるいは怒りに転化する可能性があった。第二に、戦争によってもたらされた貧困そのものばかりでなく、戦前における社会政策の発展の結果としての賃金・労働条件の改善が戦争によって突然中断されたことは、社会政策的改善にたいする期待とそれが不可能な現実とのギャップを労働者に鋭く意識せしめることになる。その結果、戦時下における企業家層との経済的社会的格差が労働者大衆の挫折感をともなった怒りの対象となりうるのである。第三に、戦争は一方では労働者の地域間移動、とりわけ大都市の軍需産業へむかっでの集中化を促進するが、他方では同時に社会的上下移動も活発化する。例えば出征した職長のポストへの昇進、軍需産業の熟練労働者の社会的地位の上昇、逆に非軍需産業の熟練労働者、官吏・職員等の中産階級の社会

的地位の下降が加速される。こうした戦争によってもたらされる社会的移動の活発化は、平和時には当然と考えられていた経済的社会的チャンスの不平等な配分が、決して運命的なものではなく変更しうるのだという意識を労働者の側に生じさせ、不満と抗議行動の成立の重要な前提となる。第四に、大戦開始とともに唱導された「城内平和」イデオロギーは、労働者のところでは、戦争協力とひきかえに経済状態の改善と社会的地位の向上が理解されたのになし、企業家のあいだではそれまでの階級闘争の停止による現状維持と考えられ、従って一切の变革や改善要求は拒否された。そのため「城内平和」イデオロギーは支配者側の欺瞞と受けとられ、その意図に反して社会的緊張を高める役割を果たした。最後に、戦争は企業家にも労働者にも、その貧富の差にかかわらずく平等に犠牲、負担、義務の増大を要求するが、第二帝政の憲法構造のもとで労働者大衆はその国政参加権を極度に制限されていたため、——権利とチャンスの民主化が平行して行われなにかぎり——非特権階級の政治的不満は増大せざるを得ない。

以上、戦時階級社会における社会的緊張の形成要因を挙げたが、これに関連して次の二点を指摘しておきたい。一つは、以上のような労働者大衆の不満や抗議は戦争の長期化とともに急進化し、ついにはドイツ革命の社会的基盤を形成するにいたるが、しかしそれが戦争によってもたらされたものである以上、「城内平和」イデオロギーや愛国主義の背後にかくされて、開戦当初から潜在的に存在していたと考えられることである。もう一つは、労働者大衆の不満は社会的緊張の源泉であっても、それ自体一定の政治的社会的方向をもっていたわけではなく、それは政党や労働組合といった組織的力によって代表されることによって、一定の政治的社会的方向をもった闘争に転化するということである。それは大戦中大きくわけて社会民主党多数派・自由労働組合総務委員

会派と独立社会民主党・スバルタクスブントという方向を異にする二つのグループによって代表せられた。前者は労働者大衆の不満を経済的に代表し、戦争協力とひきかえに労働者の政治的地位の向上をめざす改良主義的闘争を展開し、後者はそれを帝国主義戦争反対と革命にむかって政治的権力闘争に組織していこうとするものであり、労働者大衆の急進化とともに次第に大きな影響力を持つようになってくるのである。以上のような労働者大衆の不満を背景とした政治的コンステラチオンの形成こそ、軍部の労使関係政策の前提をなしているのである。

次節では、軍部の戦時統合化政策の受け皿としての自由労働組合の超経営的参加政策について述べたい。

- (1) Gerhard Bry, *Wages in Germany 1871-1945*, Princeton, 1960, p. 192, 432.
- (2) Jürgen Kocka, *Klassengesellschaft im Krieg, Deutsche Sozialgeschichte 1914-1918*, Göttingen 1973, S. 16-17.
- (3) G. Bry, op. cit., p. 211. J. Kocka, op. cit., S. 18.
- (4) G. Bry, op. cit., p. 230. J. Kocka, op. cit., S. 230.
- (5) *Deutschland im ersten Weltkrieg*, Bd. 2, Berlin 1968, S. 245ff.
- (6) Jürgen Kuczynski, *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 4, Berlin 1967, S. 193.
- (7) J. Kocka, op. cit., S. 32-3. J. Kuczynski, op. cit., S. 190-3.
- (8) Vgl. J. Kocka, op. cit., S. 34-38. W. Abelshauser, A. Faust, D. Petznia (Hrsg. v.), *Deutsche Sozialgeschichte 1914-1945. Ein historisches Lesebuch*, München 1985, S. 212ff.

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (四)

(b) 自由労働組合の超経営的参加政策

第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策は、開戦後の比較的早い時期に、つまり一九一四年九月一五日に木工労働組合の議長テオドル・ライバルト (Theodor Leipart, 1867-1947) によって自由労働組合の中央代表者会議に提出された「労使共同体」(Arbeitsgemeinschaft) 提案にはじまる。提案の趣旨は、雇主と労働者の「共通の困窮」が「他の利害対立」を後退させたという現状認識から、自由労働組合総務委員会に結集する各労働組合の中央団体は、「利害の共通する分野において目下の課題を組織的かつエネルギー的に取り組むために、戦争の間、労働組合と共同して労使共同体を形成する」ことを雇主団体に申し入れる、そしてその目的は、国、邦、地方自治体にたいし、および与論にたいしても強力で持続的な影響力を發揮することにある、というものであった。<sup>(1)</sup>ライバルト提案をうけて総務委員会は、同年一月二五日に以下のごとき書面をドイツ雇主団体連合 (Vereinigung der deutschen Arbeitgeberverbände) に送付した。「戦争遂行国の経済的武装は、世界大戦の終結にとって軍事的武装と同じくらい大きな意義があります。ですから、ドイツの経済生活をいかなる事情のもとでも確保し、できるかぎり健全な基礎のうえに据えることが重要です。このことに力を尽くすためにわれわれは謹んでお伺い申し上げますが、貴殿は傘下の企業家組織にたいし、当該労働者組織との協働がまだ行われていないところでは、行われるよう努力し実行されるよう働きかける用意があまりでしょうか。」<sup>(2)</sup>このような「労使共同体」提案にたいする雇主側の反響は、決して芳しいものではなかった。ドイツ雇主団体連合は一応討議に付したものの、それについて態度を決めようとはしなかった。<sup>(3)</sup>ドイツ雇主団体連合のなかで支配的地位を占めていた重工業大企業家は、戦前からのヘル・イム・ハウゼ (Herr-Im-Hause) の立場を固持しており、労働組合と対等の形で参

加する「労使共同体」の形成など問題にならなかったのである。<sup>(4)</sup>これにたいし、すでに戦前より雇主団体と労働組合の間で労働協約が結ばれていたいくつかの産業部門で「労使共同体」の形成がみられた。印刷業や木工業などで比較的早い時期に成立し、一九一四年から一五年冬にかけては建築業、塗装業、石積業、石版印刷業、ビール醸造業、仕立業などがこれに続いた。<sup>(5)</sup>これらの部門で「労使共同体」が成立した要因としては、戦前からの労働協約交渉の過程で労使の賃金委員会が形成され、それが「労使共同体」の母体になったという事情のほかに、これらの部門が弱小企業を多く擁する非軍需産業であったため、戦時経済の打撃がもっとも深刻であったこと等をあげることができる。<sup>(6)</sup>ここでは実際に、「労使共同体」における労使協力のもとで雇用機会の創出、職業紹介、戦傷者の職場復帰、留守家族の扶助等々の問題がとり上げられ、政府や地方自治体への働きかけが行われたのである。<sup>(7)</sup>しかし当初成立した「労使共同体」は相互に連携がなく孤立的に存在したにとどまり、大きな影響力を獲得するまでにはいたらなかった。後にドイツ革命の帰趨に決定的な影響を与えた労働組合と大企業との「中央労使共同体」(Zentralarbeitsgemeinschaft)の先駆をなした<sup>(8)</sup>という意味で歴史的意義が認められることになったが、この時点ではまだ大企業家の側からはまったく相手にされなかったのである。戦前からの経緯からしても、おそらく総務委員会自身、「労使共同体」提案が大企業側に容易に受け入れられるとは考えていなかったのではあるまいか。では一体、何故労働組合はそのような提案を行ったのだろうか。そこでわれわれは、その後の労使関係の展開に一定の方向を与えることになったこの提案の背景について若干の点を指摘しておきたいと思う。

第一に、大戦中の自由労働組合執行部(あるいはその同類の社会民主党)の思想と行動を説明するさいにしばしばその根拠としてあげられる「城内平和」イデオロギー<sup>(9)</sup>についてである。総務委員会は、有名な八月四日の社会民

主党帝国議会フラクシオンによる戦時公債賛成投票が行われた直前に、つまり八月一日と二日の両日にわたる会議において「城内平和」のために闘争手段に訴えないことを申し合わせ、それを保証するためにストライキ資金の支払停止の決議を行ったが、こうした労働組合の行動が社会民主党の「城内平和」決議に大きな影響を与えたことは今日では周知の事実<sup>(9)</sup>に属する。総務委員会の「城内平和」にたいする態度は、ドイツ人労働者の経済生活の確保の問題を祖国防衛の問題と直結させた一種の経済的ナシヨナリズム<sup>(10)</sup>であったが、それは容易に企業家の経済的利益と同じ地平に立ちうる論理を持っていた。この意味で「城内平和」イデオロギーはナシヨナリズムの一体感のもとで労働組合をして企業家にたいする敵対意識を希薄ならしめ、開戦当初の「労使共同体」の精神的土壌を形成したと云うことができるだろう。それ故にこそ、労働組合の幹部にとつてこの政策は、雇主側が同じ「城内平和」の精神から労働者に強要する労働時間の延長、賃金引下げあるいは労働協約の破棄にたいし、「非道徳的で極めて非愛国的である」として阻止する論理ともなりえたのである<sup>(11)</sup>。

第二に、提案の経済的背景について述べよう。つまり、ライバルト提案のなかで述べられている「他の利害対立」を後退させるほどの雇主と労働者の「共通の困窮」についてである。開戦による戦時経済への急速な転換の結果、最大の衝撃をうけたのは非軍需産業部門であった。そこでは軍の徴用と軍需産業優先策のため輸送機関と原料の極度な不足をきたし、一挙に大量の失業をもたらした。この時期の労働組合員の失業率は、戦争直前の数ヶ月における三パーセントから一九一四年八月の二二パーセントへと急激な増加を示している<sup>(12)</sup>。さらに開戦と同時に戦傷帰還兵士の職場復帰の問題が持ち上がった。彼らは普通の就職口を見出すことがほとんど困難であったため、低賃金で働くことになるか、あるいは失業者の群に加わった。また留守家族の生活扶助の問題も大きな



社会問題になった。このような事態にたいし自由労働組合総務委員会および傘下の組合は、戦前より慣行になっていた不当解雇手当、旅行手当、移転手当、病氣見舞金、死亡金等の支給を一時的に停止し、すべて失業救済や家族扶助にあてることになった。<sup>(13)</sup> その結果、労働組合は重大な財政的危機に直面することになったが、いずれにせよ戦時経済への転換の結果ひきおこされたこれらの社会問題は、当時職業別に組織されていた労働組合の処理能力を越えていたばかりでなく、同じ理由で収益低下を余儀なくされた非軍需産業部門の企業家にとっても大きな問題であったのである。これが雇主と労働者の「共通の困窮」と呼ばれた事態の中味であり、その解決のために「労使共同体」の形成によって公的機関への働きかけが意図されたと考えられる。労働組合は超経営的参加政策によって、戦争のためもたらされる、あるいは「城内平和」のもとのストライキ中止によってもたらされる労働者の不利益をできるだけ緩和しようとしたのである。

第三に、軍部による労働組合の戦時統制のもとで労働組合の組織防衛という問題も重要な要因として考えられなければならない。言うまでもなくビスマルク社会体制<sup>(15)</sup>プロイセン官憲国家のもとで、この組織防衛という課題が戦前からの労働組合の重大な問題であったが、とりわけ戦争という事態がこの問題をいよいよ緊急なものにした。「城内平和」策における労働組合の現実的利害関心がこの組織防衛の問題と結びついていたことはすでに指摘されているが、この点で「労使共同体」の形成は、企業家側による労働組合の事実上の承認を通して、その組織防衛に寄与するものであった。逆に言えば、労働組合の超経営的参加政策は戦前からのヘル・イム・ハウゼの労使関係の廃止要求と固く結びついていたのである。

最後に、いわゆる「機関政治」(Instanzpolitik)の問題がある。前述の八月二日の総務委員会において、議長

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (四)

カール・レギーンは、「今日のごとき事態のもとでは組合内民主主義は中止される。今日、幹部は自分の責任で決断し、しかも良心に従って責任を果たさなければならぬ」と述べたと<sup>(16)</sup>言われる。開戦とともに多数の組合員が兵役に従事し、さらに戒厳令のもとで一般組合員の発言、とりわけ「城内平和」策に反対する意見は封じられたが、このことが組合運営上「機関政治」を不可避なものにしたため、そのもとで労働組合幹部と雇主団体との話し合いがより容易となり、「労使共同体」の実現を可能にしたと考えられる。総務委員会も多くの組合の幹部も、戦時中を通して組合大会を召集しようとせず「機関政治」を維持しつづけたが、これにたいし金属工組合をはじめ戦時中に組合大会を開くことができた若干の組合から総務委員会の政策に反対する声があがり、後に組合内反対派が形成される素地になったのである。

- (1) “Beschlüsse der Konferenzen von Vertretern der Zentralverbandsvorstände,” zitiert bei: Werner Richter, *Gewerkschaften, Monopolkapital und Staat im ersten Weltkrieg und in der Novemberrevolution (1914-1919)*, Berlin 1959, S. 60.
- (2) *Ibid.*, S. 61.
- (3) *Ibid.*, S. 61.
- (4) *Ibid.*, S. 59.
- (5) Paul Umbreit, *Die deutschen Gewerkschaften im Kriege*, in: P. Umbreit u. Charlotte Lorenz, *Der Krieg und die Arbeitsverhältnisse*, Stuttgart, Berlin und Leipzig 1928, S. 80.
- (9) W. Richter, *op. cit.*, S. 58.

- (7) P. Umbreit, op. cit., S. 79ff.
- (8) 栗原良子『ドイツ工業中央労働共同体』(一)、『京都大学法学会』『法学論叢』第九一巻三号(一九七二年)、二七—八ページ参照。
- (9) Heinz Josef Varain, Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat. Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legien (1890-1920), Düsseldorf 1956, S. 72.
- (10) 総務委員会の立場は、機関紙 Correspondenzblatt (1916) の中で次のように述べられている。「一九一四年八月四日の政策はもっとも重要な労働組合の利害問題に対応している。それは敵の攻撃からわが国を防禦し、ドイツ領土の分割を防ぎ、そして繁栄しているドイツ経済部門を破壊からまもり、不幸なる敗戦の運命からわれわれを免れさせるためになされたのである。戦争に負ければ、数十年にわたって戦時賠償の負担がわれわれにのしかかってくる。この政策は、わが国に祖国の工業地及び原料生産地を保証するのみならず、わが国の生産に必要な原料の輸入および他国への生産品の輸出と販路を確保するものである。」(Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands, Nr. 3, 26. Jahrgang, Berlin 15. 1. 1916, S. 19)
- (11) 一九一四年八月八日に発表された木工業の雇主と労働組合の共同の呼びかけのなかに次の一文がみられる。「戦時中にはより低い賃金で支払われることになるのかという質問がしばしばわれわれに寄せられるが、われわれはこれをきっぱりと否定しなければならない。もし雇主が賃金を引き下げるために労働者の困窮を利用しようとするならば、それは非道徳的で極めて非愛国的である。」(Ludwig Preller, Sozialpolitik in der Weimarer Republik, Stuttgart 1949, S. 71)
- (12) 一九一三—一九一五年の労働組合員の失業率 (G. Bry, op. cit., p. 432)

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (四)

年/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1913	3.2	2.9	2.3	2.3	2.5	2.7	2.9	2.8	2.7	2.8	3.1	4.8
1914	4.7	3.7	2.8	2.8	2.8	2.5	2.9	22.4	15.7	10.9	8.2	7.2
1915	6.5	5.1	3.3	2.9	2.9	2.5	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6

(13) Siegfried Nestripke, Die Gewerkschaftsbewegung, Bd. 2, Stuttgart 1921, S. 30.

(14) 一九一三—一九一七年の自由労働組合の財政状態 (Ibid., S. 32)

年	収入 (マルク)	支出 (マルク)
1913	82,176,749	75,036,306
1914	71,053,156	79,709,641
1915	41,606,853	44,247,863
1916	34,119,609	30,162,625
1917	39,298,939	28,918,443

(15) 花見氏は『総委員会』と『自由労働組合』解散に対する恐怖は故なきものではなく、重要活動と財産の確保のための処置が緊急の課題であった。これが『自由労働組合』幹部をして『城内平和』政策に踏み切らせた原因であった。」と述べている。(花見忠『労働組合の政治的役割—ドイツにおける経験』未来社、一九六五年、一一四—一五ページ)

(16) S. Nestripke, op. cit., S. 24.

(c) 軍部の労働組合宥和策

以上の労働組合側の参加政策の動きにたいし、大企業家側の主たる関心は、兵役免除政策や労働移動の制限の要求に見られるように安定した低賃金労働力の確保にあり、労働者の不満についてはほとんど顧みられることがなかった。労働者にたいし物的給付と引きかえに忠誠心を期待する大企業家のヘル・イム・ハウゼの立場は、たとえ労働者大衆の不満を認めた場合でも、それが労働者側から要求されることをその内容にかかわりなく一切拒絶したのであった。従ってこの立場からは、さきの労働者大衆の不満をそれぞれ代表する二つのグループの相違は認識されず、ともに危険な社会主義とみなされた。

ところが、軍需大企業とともに労働力の移動制限に利益をもつ軍部が、この政策に反対する金属労働者の抗議<sup>(1)</sup>が伝えられるや、かなり敏感に反応したことは注目に値する。反応の第一は、陸軍省のAZ(S) (Abteilung für Zurückstellungswesen (Sicher) im preussischen Kriegsministerium, フロイセン陸軍省兵役猶予課)の課長として、軍需企業の兵役免除要求に対峙し、前述の選別契約と熟練労働者の育成を基軸とする軍部の労働力政策を推進したジヒラー (Richard Sichter)の助手として、二六才の労働問題のエキスパート、ティブルティウス (Joachim Tiburtius)が登用されたことである。彼はオペンハイマー (Franz Oppenheimer, 1864-1943)とワグナー (Adolph Wagner, 1835-1917)の弟子で、ゼーリング (Max Sering, 1857-1939)のところで助手をつとめていたという経歴から知られるように、社会政策学会と密接に結びついており、「そのメンバーの一人を登用したことは、陸軍省の社会政策に特殊な色彩を与えずにおかなかつた。」<sup>(2)</sup>ティブルティウス自身の語るところによれば、「私は、社会政策学会の基本的見方を陸軍省におけるすべてのわれわれの社会政策的措置の基本においた。軍当局による労使同数の仲裁委員会の設置、労使同数の機関によって運営される職業紹介所の確立、——そして労働組合と雇主組織との密接な

協働の一般原則がこれである。<sup>(3)</sup>「反応の第二は、ややおくれで——おそらくジヒラーとティブルティウスのコンビの影響下に——三月一五日の二五九〇号指令によって、次のような軍部の態度が示されたことである。すなわち、解約理由としてもつばら不十分な賃金があげられるとしても、それをよいことに軍需産業の他の企業から労働者を引き抜いたりしないよう企業家の地域間協定が勧告されている。「ただし、雇主の同意を得てこれまでの契約を解約する労働者のみが採用されるという協定が成立するとしたら、それは望ましくない。なぜなら、これによって労働者の自由な解約告知権はその行使において企業家の裁量に服せられることになるからである。」<sup>(4)</sup>この指令は、明らかにさきのボルジヒ提案とそれを受けた فرانケ 將軍の指令とは異な<sup>(5)</sup>った方向に、軍部の労使関係政策が動き出したことを示している。

そこでわれわれは、さきの『軍需産業の労働問題』についての軍団副司令官の取扱い方に関するプロイセン陸軍省の方針<sup>(6)</sup>（以下、『方針』と略記）のなから軍部の労使関係政策についての考え方をまとめておこう。まず軍部の労使関係政策の基本は、「祖国防衛に必要な労働者を中断なく継続して」確保するために、軍当局は「軍需企業における労働条件について企業家と対等で同等の労働の創造者としての労働者の正当な希望を考慮する」ことにある。つまり労働条件の決定にさいして「企業家の裁量」のみに委ねられるのではなく、軍当局の介入のもとで労使の同権を保証していくことである。そのばあい大切なことは、軍当局の労使関係への介入は「調停裁判所的性格のものではなく、なによりもまず軍当局は、双方の聴取から得られるストライキの原因についての実像、双方の要請の正当性および合意の可能性をつくり上げること」であって、上から押しつけた<sup>(7)</sup>り、判定を下すという態度ではなく、「労働者と企業家に、軍当局は客観的判断のために努め、双方の言い分に耳をかたむけるとい<sup>(8)</sup>う印象

を与える」よう配置されねばならないとされており、「共通の祖国の利益」という目標にむかって労使が自主的に参加するという参加意識の昂揚が目指されていたことである。裏をかえして言えば、その狙いとするところは、ストライキの予防にあった。「ストライキの予防のために、当該企業の労働者委員会のほかに、労働組合（例えばドイツ金属労働組合、木材労働組合、建築労働組合、キリスト教労働組合等）の聴取が必要であるときには、これらの組織の代表者を交渉に招聘することがつねに推薦される。これらの協定のもとで行われる協定は、個々の工場の労働者のみならず、その契約履行の保証人としてその組合をも——それは法人格をもたないので、法的にはないとしても——道徳的に大抵は十分な強さで拘束する。」つまり、上述のごとき労働者大衆の不満や社会的緊張がストライキという形で顕在化しないために、さらに言えば労働者大衆のエネルギーを革命派グループに流れ込ませないために、労働組合の超経営的参加政策を積極的に受け入れて、それを通じて労働者大衆のエネルギーを統合していくこと、これが軍部の労使関係政策の意図であった。

AZS)の『方針』が工業家たちを怒らせるのには時間がかからなかった。開戦早々大企業家たちによって結成されたドイツ工業家戦時委員会 (Kriegsausschüsse für die deutschen Industriellen) は、すでに一九一五年四月に、陸軍省内部にジヒラーによって「社会政策セクション」が作られたことを非難したが、内務省はその事実を否定していた。しかし六月一五日の『方針』の発表は、そのようなセクションが実際に存在したことを証明しているように見えた。ケルンの軍政官フォン・ヘルト (General von Heide) が、当時発生した金属労働者組合の賃上げ運動にたいし金属工業家組織に交渉に応じるよう求めたが、このような軍部の対応を工業家たちは直ちに『方針』と結びつけてとらえた。ドイツ工業戦時委員会は、七月二〇日に陸軍大臣代理ヴァンデル (General von Wandel) に、七

月二六日に内務省に抗議文を送った。<sup>(1)</sup> それらによれば、「この社会政策的『方針』の内容は、その基本的傾向においてドイツの企業家層に著しく損害を与え、傷つけるものである。なぜなら、この『方針』は誤って一方的立場から労働者の利益を優先させている。とりわけ労働組合の活動を強力に保証し、促進しよう努めているからである。」この『方針』は現在の「労使」関係に大変深く介入しているにもかかわらず、企業家にはあらかじめ基本的問題に立場をとる機会が与えられることなしに、陸軍省によって発表されたことにわれわれは遺憾の念を禁じえない。われわれは、陸軍省のそのような対応によって、工業のなかでたえず増大し当り前となりつつある不安が高まるばかりでなく、一般に雇主と労働者との間のこれまでの良好な関係が損なわれることを危惧している。なぜなら軍当局による労働者に有利な一方的処置は、労働者の要求をはかり知れないほど高めるにちがいないからである。「労使関係への軍事的命令権の介入の諸結果は、戦争終結後にこの権力がもはや存在しなくなつた時でも、なお存続するであろうことは疑いない。ドイツ社会政策を規制するために定められた中央機関である帝国内務省は、陸軍省によって軍団副司令官のために書かれた社会的政治的な『方針』から発展する重大な困難を許すべきでない。」このように大企業の立場からすると、軍部の讓歩策は労働組合の強化に寄与することによって、これまでの「良好な」労使関係を損なうと思われ、内務省との相談なしに、陸軍省が社会政策について勝手に決定することは非難されるべきことであつた。しかし、内務省に訴えることによって陸軍省にその社会政策を変えさせようとする彼らの努力は成功しなかつた。軍部の立場からすると、大企業家の反撥の背後に見え隠れする反労働組合の立場、さらに言えば、労働組合と革命勢力とを区別しえない大企業側のヘル・イム・ハウゼの立場こそ、労働力移動制限策の結果ひき起こされるであろう労働者大衆の不満をストライキに向かわしめるもの



と見られたのであった。軍部による労使関係への介入の意図は、労働者をあたかも家臣のごとく取扱ひ、主人（ヘル）としての企業家への忠誠と従属を要求する大企業のヘル・イム・ハウゼの立場に干渉することによって、一方では労働組合の超経営的参加政策を通じて「全体戦争」に絶対不可欠な労働者大衆の自発的協力を喚起し、他方では労働者大衆の不満が革命的急進主義と結びつくことを阻止することにあつたのである。

七月三一日にヴァンデルから出された返答は、明らかにAZSの政策を防衛するという立場からなされた。<sup>(8)</sup>すなわち、工業に労働者を供給するという陸軍省の努力は、移動をコントロールするというやり方で明確にアウトラインがひかれた。同時に、多くの労働者は「その正当化がおそらく必ずしも否定されるとは限らない理由から」職を変えたこと、そしてそれらの転職は、しばしば労働力を求める「雇い主の間の無慈悲な競争に原因がある」ことが指摘された。そして軍需工業における必要な生産性の増加が、次の二つの手段によって求められた。第一は、特に労働組合を通して労働者の愛国心をかき立て、国民的利益と労働者の利益とが同一であることを継続的に訴えなければならぬ。第二に、労働者には適切な賃金が与えられねばならない。ヴァンデルは、企業家が労働日の延長を強制的にでも行わなければならないと考えることは、誤っているし、また望ましくもないと明言した。現代の工業の実験、とりわけ合衆国におけるテイラー・システムは、労働日の増加はある点までしか生産性を増加させないことを示した。彼は、強制はむしろ労働組合によるストライキ、サボタージュ、非協力に導くものとして特徴づけた。このような考えから、彼は、帝国内務省の全面的支持を得た。なぜなら帝国内務省は、国内の摩擦を作り出すかも知れないかなるやり方にも反対であつたからである。

ヴァンデルによって示されたAZSの支持は、やがてベルリン・モデルに從つてドイツ中に戦時委員会を設立

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (四)

する動きとなって展開した。

- (1) 山田高生「第一次大戦中のドイツの国家社会政策(3)——ヴィルヘルム・グレーナーと戦時社会政策」成城大学『経済研究』第一二八号(平成七年三月)五二—三三ページ。
- (2) Gerald D. Feldman, *Army, Industry and Labor in Germany 1914-1918*, Princeton, 1966, p. 74. [Deutsch von Norma von Ragenfeld-Feldman] *Armee, Industrie und Arbeiterschaft in Deutschland 1914 bis 1918*, Berlin/Bonn 1985, S. 76f. (以下「」内は、ケイトン語版ページ数)。
- (3) Senator Tiburtius to the author, Nov. 19, 1962, in: G. Feldman, op. cit., p. 74. [S. 76].
- (4) Wilhelm Deist (bearbeitet von), *Militär und Innenpolitik im Weltkrieg 1914-1918*, erster Teil, Disseldorf 1970, S. 463, Anm. 8.
- (5) 山田高生「同上論文」同上誌、五〇ページ。
- (6) Auszüge aus den Richtlinien des preußischen Kriegsministeriums für die Behandlung der Arbeiterfrage in der Kriegsindustrie durch die stellvertretenden Generalkommandos (Abk.: Richtlinie), in: Wilhelm Deist, op. cit., S. 461-471. 山田高生「同上論文」同上誌、五二—三三ページ参照。
- (7) W. Deist, op. cit., S. 470, Anm. 32.
- (8) G. Feldman, op. cit., p. 86 [S. 85].

(d) 戦時委員会の設立

陸軍省の政策は、当初から、極度に用心深いものであった。それは、紛争が生じた場合には、できるだけ労使

の自主的な交渉に委ねることを望んだが、しかし紛争を解決するために、直ちに同数の雇い主と被用者の代表から構成される調停局 (Eingussamtler) の設立を推薦したわけではなかった。むしろ調停機関を設立するという考へは、最初に、中央党の代議士ギースベルツ (Johann Giesberts, 1865-1938) によって示された。ギースベルツは、帝国議会におけるキリスト教労働組合の利益代表として、とりわけルール石炭鉱山の緊張緩和を目指していたのである。AZ(S)の真の意図がどこにあったかは、一九一五年六月一五日の『方針』<sup>(1)</sup>の中で示された。すなわち、AZ(S)は、労使同権の基礎の上に交渉がもたれることに積極的な態度をとり、労働組合の発展を応援した。AZ(S)の見方では、労使間の交渉に労働組合のメンバーが含まれているところでは、労働組合は、成立したいかなる協定にもなご程かの道徳的な拘束を受けることになり、そして労働者は協定の維持について自分たちの組合に責任を感じるだろう。その結果、労働組合はストライキをしなくなるだろう。それは、雇い主との直接的及び平等な協力によって解決すべきであるという労働組合の要求を満たすと同時に、非効率と過度の賃金上昇を引き起こした工業労働者の移動をコントロールする必要があるという二重のメリットを有する。かくて、経営者と労働者の組織の代表が会議のテーブルにつくことが大変重要な課題であると考えられたのである。こうしてギースベルツの提案とAZ(S)の意見とは、もともと直接的な関係がなかったが、次第に戦時委員会の設立という動きになって結実した。

AZ(S)は、ドレスデンで戦時委員会の設立に最初に成功した。ここでは、一九一六年一月五日に、ザクセン兵站部において金属工業だけでなく、すべての大工業の労働と経営の組織の間で協定が締結された。協定はベルリンのそれと同じであるが、もっと形式的でもっと詳細であった。戦時委員会による保護についての兵役免除労働

者の権利が特別に記載された。議長のポストは雇い主の代表、書記のポストは労働組合の代表に与えられた。この協定は、その後、講和締結の三ヶ月後まで続いた。<sup>(2)</sup> ほぼ同じ時期に、ドイツ金属労働者組合は、陸軍省とベルリンの兵站部に、全国の金属工業のために戦時委員会の創設を請願した。しかしこの請願は、金属工業家たちの反対にあった。反対の理由は、ベルリンの状況は大変特殊であること、従ってベルリンで適用できることが他のどこでも適用されるとは限らないというものであった。これにたいし陸軍省は、二月一〇日に自らの立場を金属工業家たちに次のように示した。「陸軍省は、労働者の希望を満たし、そして戦争のために雇用場所の変更から生じるトラブルを解決するために、戦時委員会を設置することが望ましいと考える。この必要は、現時点でもっと緊急となった。なぜならば、野戦向けの労働者の召集が増加すれば、移動もますます増加するのは当然であると考えられるからである。」<sup>(3)</sup> 召集の増加にたいして労働者供給が減少する場合、軍事当局は、以前の仕事に留まっている労働者と利用できるすべてのマンパワーについて、以前よりもっと多くの価値をおかねばならない。もし労働者が自分の仕事に留まるとしたら、その時には、自由に移動する彼の権利は制限される。しかし、賃金については非党派的な機関で変更する可能性が与えられねばならない、等々。このことは、特に兵役免除の労働者について必要であった。そのために陸軍省は、戦時委員会の設立がいかに雇い主側の抵抗にあおうと、いずれにせよ仲裁機関の性格の組織が設立される必要があると考えた。そして陸軍省は、戦時委員会は戦時のみに採用される方策以上のなものでもないことを強調することによって、雇い主側の抵抗を和らげようと努めたのであった。

二月一〇日の陸軍省の表明には、さらに「戦時委員会の設立のためのテーゼ」<sup>(4)</sup> がつけ加えられた。これは、ベルリン・タイプの戦時委員会の組織は他のどこでも適用されることを指摘するとともに、戦時委員会の設立に

は、強力な労働組合が重要であることが率直に述べられた。「戦時委員会の設置の前提条件は、雇い主と被用者の組織の存在である。それは代表を出し、十分な影響力を持つ地位にあった。」さらに、労働者が不平を言う場所を持つという権利を行使するための組織の必要性がつけ加えられた。この権利は、「労働者の代表が——戦争の勃発直後に、組合の議長がなしたように——戦時中にストライキの使用を放棄することに同意するならば、特別に承認されねばならない。」そのようなストライキの放棄が非常に望ましいとされる一方で、それを戦時委員会設立の前提条件とすることについては警告が与えられた。

戦時委員会の設立にたいして最も強く抵抗したのは、ドイツ鉄・鉄鋼工業家連盟であった。この連盟は、戦時委員会を、労働組合の書記と社会改革者の一部が裏口を通じてその目的を達成するための陰謀以外のなにもないものとみなした。これまでの三〇年間に、連盟は、健康保険、障害保険、そして労働者委員会の設立に反対してきたが、その理由は、そのような社会政策はそれらの機関の経営に労働者の介入を招くことになるからであった。賃金、労働時間、労働条件の問題を議論するために戦時委員会が必要であるという労働組合の主張は、連盟側にとつては最も危惧すべき点であった。彼らの見方では、ルール地方における労働者の移動は戦前よりも低く、労働者たちは戦時工場で支払われる高賃金に感謝してほとんど不平をいわないのが現状であるが、ひとたび戦時委員会が設置されるや、労働組合の書記がこれを通じて一般労働者の労働組合への参加を扇動することになる。企業家の立場に近いライン・ウエストファーレンの軍団副司令官ガイル (General Freiherr von Gayl) は、戦時委員会を避けるために、工場への労働者委員会の導入を主張した<sup>(5)</sup>。

これにたいし陸軍省は、四月四日に、陸軍大臣代理ヴァンデルの名で、各地の軍団副司令官に宛てて戦時委員

会の設立を支持するよう要請する声明を出した。もし戦時委員会の設立が不可能なところでは、将校と労働者代表と経営者代表のそれぞれから構成される調停機関の設立が要請された。再度五月一日の企業家たちとの会合で、ヴァンデルは戦時委員会の設立を強制することはしないが、労働者が必要とし、そして地元の雇い主が妨害しない地域では、それらの設立を支持するよう要請した。いずれにせよ、四月四日の彼の訓令の修正は拒否された。やがて七月一日に、バイエルンで戦時委員会が設立された。八月にカッセルとエルフルト、一〇月一日にはバーデンでも設立された。

戦争の最初の二年間における陸軍省と企業家たちとの間の関係は、決して良好とは言えなかった。その主たる原因は、陸軍省と企業家たちが全く異なったスタンスで戦争にアプローチしたためであった。陸軍省の主たる関心事は、戦争に勝利することであったことは言うまでもない。そして民族の生産力が、この目標を達成するための重要な道具であった。これにたいし企業家たちは、軍隊によるマンパワーの要求、国家の財政上の要求、労働者のインタレストなどとのバランスを保たざるを得なかった。彼らの生産政策は、陸軍省のマンパワー政策、価格政策、社会政策の下におかれることが要求された。そのために企業家側に不満が蓄積され、陸軍省との間で摩擦を生じた。企業家たちと陸軍省との争いの背景には、企業家たちが熟練労働者のストックを保持し、彼らの利潤を最大限にし、そして彼らの社会的権力を維持したいという欲望にとりつかれていたのにたいし、かつては軍国主義と反動の中心と見なされていた陸軍省の政策の主たる推進者が、右翼よりもむしろ左翼から現れたという状況の変化があった。戦時下での軍部だけが、ヘル・イム・ハウゼの原理から企業家の権力への干渉を許さなかったタブーを無視することができたのである。実はこの点こそ、戦前からの自由主義陣営と労働組合・社会民

主党派陣営の共通の目標であった。自由労働組合総務委員会の副議長であるグスタフ・パウアー (Gustav Bauer, 1870-1944) 議員は、次のように述べた。「陸軍省と労働組合の間で行われてきたどの交渉でも、陸軍省は、常に、労働者の希望を満たすよう最大可能な好意を示した。(社会民主党から、ブラボー!) 私が明示的に制定したいと思っただことは、ここで、紳士方が労働者のニーズに理解を示し、そしてそれが彼らの権力の範囲内にあるかぎり、労働者の正当化された要求のための認識を作り出すよう名譽を持って求めたことである。諸君、もし同じ態度が政府当局の間にあるとしたら、その時には、労働組合に組織された労働者の判断は、多くの事柄において、最終的に、修正に服されねばならない。政府当局のなかには、いずれにせよ、雇い主との不愉快な衝突にはいることの大きな不安が見られた。(社会民主党から、傾聴! 傾聴!)」

(1) Richard Sichter und Joachim Tiburtius, Arbeiterfrage. Eine Kernfrage des Weltkrieges—Ein Beitrag zur Erklärung des Kriegs-Ausgangs. Berlin 1925, S. 16-18.

(2) G. Feldman, op. cit., p. 87 [S. 86].

(3) Ibid., p. 88 [S. 86].

(4) Ibid., p. 89 [S. 87].

(5) ガイルは、一〇月一九日に商業会議所の会長に手紙を送り、次の諸点を指摘した。すなわち、戦時委員会設立の圧力は大変大きいこと、戦時委員会は労働者の不平を処理するためにある種の組織代表から構成されると主張されていること、労働者委員会がこの問題を解決する理想的な方法であること、そのような委員会を持たない工場がそれを設立する好機であること、そして最後に、「雇い主との交渉に参加する労働組合は次第に強力になりつつあるが、

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (四)

その原因は労働者委員会の不在に見い出されることは否定できなから」と結んだ (Ibid., p. 93 [S. 90])。

- (9) Verhandlungen des Reichstages, 19. Sitzung (Donnerstag den 26. August 1915), in: XIII. Legislaturperiode, II. Session, Band 306, Stenographische Berichte, Von der Eröffnungssitzung am 4. August 1914 bis zur 34. Sitzung am 16. März 1916, Reprint 1986, S. 362.

(e) 「戦時」労働政策をめぐる論点

第一次大戦初期のドイツの労働政策について考察を試みてきたが、最後にここから導き出される若干の論点を提示して一応の締めくくりとしたい。

第一は、労働政策をめぐる軍部と大企業との対抗関係についてである。以上の考察から明らかなごとく、平和経済から戦時経済への移行とそれに伴う矛盾について、確かに軍部と大企業との間には一定のインタレストの一致が認められる。労働力政策に関しては、軍需産業における熟練労働力の確保という点で軍需品生産増強に戦争遂行上のインタレストをもつ軍部と戦時利得の増大をめざす大企業とは共通の目標を持っていたし、また労使関係政策にかんしても社会主義への対抗という点でも同様であった。ここからストレートにいわゆる「軍部による社会政策」と呼ばれる独自の労働政策の展開を導き出すことは困難であって、むしろ逆に両者のインタレストの対抗関係の側面こそがそれに独自の性格を与えていると考えられる。労働力政策については軍部によって企業内における熟練労働力の育成が指導されたが、これは大企業側の兵役免除要求にたいし、兵員確保を至上命令とする軍部の対抗策であった。労使関係政策についても労使同権の構成による戦時委員会の設置は、大企業のヘル・イム・ハウゼの立場にたいする軍部の労働組合有和策であった。前者は社会主義と労働組合との区別を持たな



かつたし、後者はそのような大企業の態度がかえって労働者大衆の戦争協力を阻害すると考え、労働組合の超経営的参加政策を受け皿として社会主義に対抗したわけである。このように軍部による労働政策は、それぞれ異なったインタレストをもつ軍部と大企業との対抗関係から把握される必要があると思われる<sup>(1)</sup>。

第二に、労働力政策と労使関係政策の關係についてである。上述のごとく、開戦当初労働政策の中心は労働力問題にあり、軍需産業部門における熟練労働力の統制問題をきつかけとして労使関係の領域が登場してきた。確かに戦時経済体制への転換にとって熟練労働力の確保、調達そして統制は緊急で不可欠な要素であり、労働力政策を円滑に行うための手段として労使関係政策を位置づけることが可能であるが、しかし同時に、労働者大衆の統合化も同じ程度に戦時社会体制の維持にとって緊急で不可欠な要素なのであって、その限りで労使関係政策は独自の政策領域を形成していることは看過されてはならない。両者は労働者大衆の不満を媒介として関係しあっている<sup>(2)</sup>とみられるべきであろう。

第三に、労働者大衆の統合化政策はたしかに第一次大戦以降大規模な展開を示すが、しかしその成立起源は大戦前にさかのぼることができないのではないか、という問題である。例えば有名なビスマルクのアメとムチの政策も一方では社会主義者鎮圧法による労働者と社会主義者の分離と、他方では社会保険による労働者の懐柔という労働者統合化政策であるということができるとはあるまいか。しかし統合化政策の把握にとって肝要なことは、ビスマルクの前と後とではその中味が決定的に異なっている点である。すなわち、ビスマルク社会政策(社会保険)においては物的給付にたいする反対給付として労働者の忠誠への期待が前提とされていたのに対し、一八八九年のルール鉱山労働者の大ストライキ後に現れたメルレープシュの社会政策においては、労働者の主体的

参加を促進するという方向で統合化政策が考えられた。<sup>(3)</sup>一八九一年の営業条例改正と一八九二年のプロイセン鉱山法改正における任意制労働者委員会、さらに一九〇五年のプロイセン鉱山法の改正における義務制労働者委員会<sup>(4)</sup>は統合化政策のこの新しい方向を示している。この場合、国家の統合化政策は、基幹産業における大規模なストライキという体制的危機を成立契機として、労働運動の改良主義的潮流を受け皿としつつ、ビスマルク時代からうけつがれた伝統的な大企業のヘル・イム・ハウゼの立場と対立しながら展開されたことが特徴的である。第一次大戦における内政的矛盾の激化は、軍部をしてこの方向での統合化政策をさらに促進せしめたわけである。

以上のごとく第一次大戦初期における労働政策は、それ以後の展開の方向を示しているとみられるが、しかし同時に、戦争の第一段階という制約もまた看過されてはならないだろう。労働力政策についていえば、この段階ではまだ熟練労働力問題が中心で、一般労働力の創出と配置という形ですめられる戦時総動員体制の要請は表面にあらわれてこなかったし、また労使関係政策についても大ベルリン金属工業戦時委員会のモデルは、一部の都市で実現したにすぎず、ドイツ全土に適用される立法の形で制度化されたわけではなかった。こうした限界は、平和経済から戦時経済への再編過程で様々な矛盾が生じてきたにもかかわらず、この時期を支配していた短期戦の見通しと緒戦におけるドイツ軍の勝利が労働者大衆の側の不満を吸い上げる役割を果たしていたところにその原因があると考えられる。しかし戦況が次第に長期戦の様相を呈しはじめるとともに、とりわけ一九一六年春以降、ソナムの戦いにおけるドイツ軍の大敗北とカール・リープクネヒト逮捕の抗議デモという軍事面と内政面での最初の象徴的事件をきっかけにして、戦時体制の矛盾は一挙に表面化し、それとの対応をせまられた軍部の労働政策は新しい局面をむかえることになるのである。一九一六年夏のヒンデンブルク・プログラムから同年

末の祖国補助勤務法への展開については、稿を改めて論ずることにしたい。

- (1) 第一次大戦中のドイツの労使関係について社会主義にたいする対抗策としての国家による介入という視角からのみアプローチされてきた国家独占資本主義の立場は、国家と独占資本との癒着という認識が前提とされているため両者の対抗関係の側面については過少評価される傾向があった。徳永重良「国家独占資本主義下の労働問題の研究方法——ドイツ労使関係を中心として」(社会政策学会年報、第二〇集、『労働問題研究の方法』、御茶の水書房、一九七六年、一三七—一六八ページ所収) 戸塚秀夫、徳永重良編『現代労働問題——労使関係の歴史的動態と構造』、有斐閣、昭和五二年、第三章参照。

- (2) かつて大河内一男教授は戦時社会政策の本質を労働力「配置」政策と規定したことは周知のごとくだが、そこでは、労使関係政策は労働力政策という目的を円滑に実現するための単なる手段としてしかとらえなかったため、労使関係政策独自の問題領域はまったく視野の外におかれてしまった。(大河内一男『戦時社会政策論』昭和一五年(『大河内一男著作集』第四巻、青森書院、一九六九年、二六ページ)。

- (3) 山田高生「ベルレプシュと『新航路』社会政策——ドイツにおける労働者委員会の立法化に関する考察」(上)(下)、成城大学『経済研究』第二二、二三号、同「ルール石炭鉱業の労使関係と一八九二年プロイセン鉱山法改正」(一)(二)同上誌、第四四、四九号、同「統合化政策としての共同決定」、成城大学大学院経済学研究所創設五周年記念論文集(昭和四七年三月)。

- (4) 山田高生「後期ボザドフスキの社会政策 (二)」成城大学『経済研究』第一一七号(平成四年七月)、二五—三七ページ参照。

〔付記〕 本論文は、平成七年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (四)